



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2020年5月

No.60

## 特集

## 【特集】民事執行法の改正～財産開示手続の見直し～

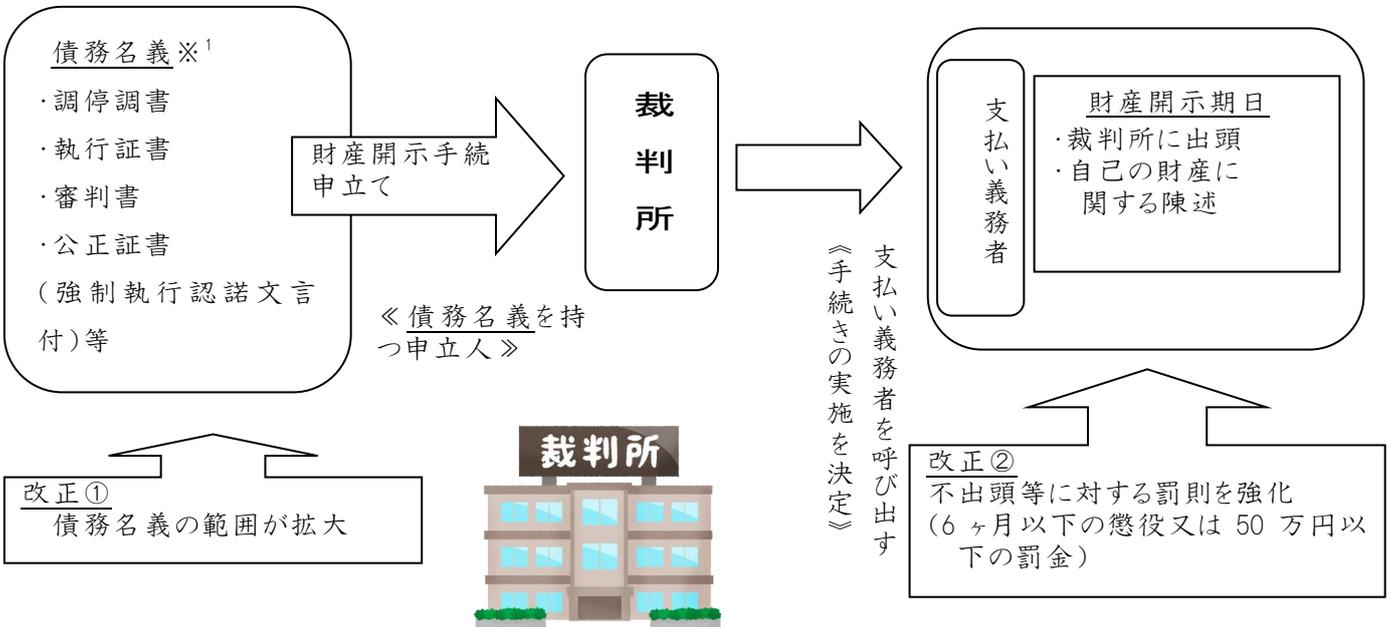
厚生労働省の「平成 28 年度ひとり親世帯等調査結果報告書」では、継続して養育費を受け取っている母子家庭は 24.3%、父子家庭が 3.2% ととても低い数値となっています。これまで、ひとり親家庭の多くが、経済的に苦境に立たされてきました。しかし、令和 2 年 4 月 1 日より民事執行法が改正され、これまで諦めていた養育費の回収が格段にしやすくなると言われています。

今回の民事執行法改正は、現在離婚を考えておられる方、養育費の取り決めにしようとしている方、養育費の不払いで悩んでおられる方にとってはとても大切な情報となっています。そこで今回は、養育費不払い回収（差押え）に繋がる手続きのひとつ『財産開示手続』の見直しについて説明します。

### ■財産開示手続とは

公的文書にて養育費を取決めたにもかかわらず、支払い義務者が養育費を支払わず、裁判所に強制執行（差押え）の申立てをする場合、その準備として、支払い義務者の財産情報を得る必要があります。その支払い義務者の財産情報を得る手続きを「**財産開示手続**」といいます。

### ■財産開示手続きの流れ



### ※¹債務名義

取り決めた養育費の内容を明らかにした公の文書のうち、これを基に強制執行（差押え）をすることが法律上認められているもの

### 【注意】

養育費を口約束や、私的文書、離婚協議書等で取決めた場合は、債務名義にはならないため財産開示手続は利用できません。

## ①債務名義の範囲が拡大

これまで、公正証書では財産開示手続はできなかったのですが、今回の法改正で、公正証書に強制執行認諾文言※<sup>2</sup>が入っていれば、手続が可能となりました。その他、仮執行宣言付判決等も財産開示手続きの利用が可能となりました。

### ※<sup>2</sup>強制執行認諾文言付き公正証書

「養育費の不払いが生じた場合、強制執行をされても構いません。」という内容の強制執行認諾文言が入っている公正証書

## ②不出頭等に対する罰則を強化

これまでの財産開示手続では、裁判所が債務者を指定した日に呼び出しても、出頭しない、出頭しても内容を明らかにしない、虚偽の内容を伝えるなど、適切に応じない状況があり、相手の財産情報を取得することが困難でした。しかし、今回の法改正で、罰則に刑事罰が科せられるようになり、財産開示手続の有効性が向上されています。

【詳しくは下記ホームページ】

○法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00247.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html)

【裁判所申立て手続き等に関する問い合わせ先】

○最寄りの裁判所 <http://www.courts.go.jp>

長崎地方裁判所 <https://www.courts.go.jp/nagasaki/index.html>



## ■まとめ

今回の民事執行法改正で、支払い義務者の財産開示手続が見直されたことは、これまで養育費の不払いで困られていた方々にとっては、大きな力になります。

エールながさきでは、債務名義を持たず、これから取得を考えておられる方、これから養育費の取決めを考えておられる方などのご相談もお受けしております。また、月に一度弁護士による定期無料法律相談も行っていますのでご活用ください。

これからも新しい情報を取り入れながら、子どものためにできることを一緒に考えていきましょう。

## ■お知らせ

○エールながさき西洋館中2階へ移転

事務所を移転し、以前より相談しやすい環境になりました。是非ご相談に来られてください。

また、zoom やテレビ電話を使用した相談も行っています。コロナで来所できない方は、LINE やメール相談含めご利用ください

○新たに「長崎県子どもの貧困総合相談窓口」と「にんしん SOS 相談窓口」がエールながさきに併設されることになり、専門の相談員が配置されます。詳しい内容は来月のエール通信でご紹介します。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき